

Ⅱ 麻薬の施用・交付・処方せんの交付

ここでは、麻薬を患者に処方する際の一般的注意事項と、診療録・麻薬処方せんの記載上の注意事項について説明します。

1 麻薬を処方する際の注意事項（法第27条、第30条、第33条）

麻薬を患者に施用、施用のために交付又は麻薬処方せんを患者に交付する際には次の事項に留意する必要があります。

- (1) 疾病の治療以外の目的で麻薬を施用又は施用のため交付することはできません。
ただし、次の場合は、例外的に疾病の治療と認められています。
 - ・ 人工妊娠中絶手術を行う場合
 - ・ 産児制限の目的で、避妊用リングを挿入する場合
 - ・ 美容上の目的で、隆鼻、二重まぶたの整形等の手術を行う場合
 - ・ 十二指腸ゾンデを挿入する際、咽喉にコカイン液を塗布する場合
- (2) 麻薬中毒症状の緩和又はその治療の目的で、麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- (3) 政府発行の証紙で封がされているままの麻薬は、施用のため交付することはできません。
- (4) 当該麻薬診療施設で管理されている以外の麻薬を施用又は施用のため交付することはできません。
- (5) 患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、麻薬処方せんの交付を受けた患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護にあたる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬を手渡すことができます。
その際、不正流通等防止のため、看護師等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で家族等に確認してください。さらに、患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。
- (6) 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものとする必要があります。（ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。）
また、交付した患者に対し、患者の居宅での保管方法、保管場所等について適切な指導をしてください。（他の物と区別して保管する・直射日光を避けて保管する等）
- (7) 麻薬注射剤をアンプルのまま患者に交付することは避けてください。
- (8) アンプル入りの麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは避けてください。
また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者に速やかに返納しなければなりません。（施用残液の処理については、(3) 麻薬注射剤等の施用残液の廃棄の項参照）。
- (9) ケタミン等の大容量のバイアル製剤については、アンプル製剤と異なり、同一バイアルに入れられた麻薬を管理面、衛生面等に問題がなければ、複数の患者に施用しても差し支えありませんが、その際には、実際に施用した数量を患者ごとに診療録及び麻薬帳簿に記載する必要があります。また、当該麻薬にアンプル製剤がある場合は、可能な限りアンプル製剤を使用するようにしてください。
- (10) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、病棟において同一の入院患者等に分割して施用することは差し支えありません。ただし、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。その場合の施用残については、麻薬管理者へ速やかに

返納してください。「施用に伴う消耗」として麻薬管理者が他の職員立会いの下で廃棄することになります。

(11) 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散(水)、1%散(水)、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載(「倍散・倍液の予製」の項参照)が必要となります。

(12) 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便などを考慮して医師が決める事項ですが、麻薬を施用し始めてから最初の2、3週間や、患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

また、入院患者に投与する内服液剤の場合には、一応の目安として、腐敗、雑菌混入、変質などの衛生上、品質上の問題から、1週間以内が適当です。

＊ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(以下「療養担当規則」という。)では、外来患者に交付する薬剤について、投与期間に上限が定められていますので御留意ください。

(13) 入院患者への麻薬注射剤の処方については、1日ごと又は1施用ごとの処方としてください(深夜から早朝に日がまたがる場合にはこの限りではありません。)

(14) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は当該患者の麻薬施用者と相談の上、交付した麻薬を病棟看護師詰所等(専用の堅固で固定された麻薬保管庫)で保管、管理するよう指示する必要があります。

(15) 転院等で入院患者が、他の施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際は、麻薬管理者は麻薬の種類及び数量を把握の上、帳簿に記載する必要があります。

また、当該患者に対しては持参してきた麻薬を継続施用することが出来ますが、継続施用しない場合は、受け入れた麻薬を廃棄し、調剤済麻薬廃棄届により届け出なければなりません。(廃棄手続きは、(2) **調剤済麻薬廃棄届** の項参照。)

2 診療録(カルテ)への記載(法第41条)

麻薬施用者が麻薬を施用、施用のため交付又は麻薬処方せんを交付したときは、医師法又は歯科医師法(以下「医師法等」という。)の規定による診療録に次の事項を記載しなければなりません。

- ・ 患者の氏名、性別、年齢、住所
- ・ 病名及び主要症状
- ・ 麻薬の品名及び数量
- ・ 施用又は交付年月日

なお、記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。

(1) 注射剤については、実際に施用した数量をmL単位で記載すること。

＊ 1Aではなく、0.5mLとか0.7mLなどと記載

(2) 保険点数のみの記載では、麻薬の品名及び数量を記載したことになりません。

(3) 同一の麻薬処方を継続する際は、2回目以降についても略記号等(例えば、do、前同、〃)で記載せず、品名及び数量を明確に記載しなければなりません。

(4) 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名(リンコデ、塩モヒ程度)のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。ただし、麻薬の品名及び数量の記載のない院内約束処方等で記載してはなりません。

＊ 「鎮咳1号(リン酸コデイン60mg)」程度の記載であれば差し支えありませんが、「鎮咳1号」のみの名称記載は不適当です。

(5) 診療録の記載については、処方及び施用した麻薬の品名及び数量に、朱色の下線を引くか、「麻」と朱書きする等、麻薬の施用がすぐに判るようにすることが望まれます。なお、施用した麻薬の品目及び数量を記載した書面(施用票の写し等)を添付しても差し支えありません。

(6) 塩酸モルヒネ坐剤、硫酸モルヒネ錠、デュロテップMTパッチ等の複数の規格がある製剤を施用した場合には、何mgのものを何個施用したかが分かるように記載する

必要があります。

- (7) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることが出来ますが、その際、服用状況等を随時聴取し、診療録等に記載するようにしてください。
- (8) 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、その麻薬は、当該患者に継続施用することが出来ますが、その際、診療録等に継続使用の状況を記載するようにしてください。
- (9) 診療録の保存期間は、医師法等により5年間と定められています。

Q 6 入院患者に麻薬を施用する場合、麻薬の施用に関する記録を看護記録や体温表に記載しても良いのでしょうか？

A 6 麻薬を施用した場合は、法第41条の規定により、診療録（カルテ）へ施用の記録を記載しなければならないことになっています。この施用の記録は、診療録本体と一体化して保管されていれば、看護記録や体温表に記載されていても差し支えありません。

3 麻薬処方せんの記載（法第27条）

麻薬処方せんには、麻薬施用者が自らの責任で次の事項を記載する必要があります。

- (1) 患者の氏名、年齢（生年月日でも可）
- (2) 患者の住所
- (3) 麻薬の品名、分量、用法用量
- (4) 麻薬施用者の記名押印又は署名（署名の場合は押印は不要ですが、自筆でない場合は署名した人が無免許施用となる可能性があります。）
- (5) 処方せんの使用期間
- (6) 処方せんの発行年月日
- (7) 麻薬施用者免許番号（3年毎免許を継続取得するたびに変更になります。）
- (8) 麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内麻薬処方せんは、上記(2)、(5)、(8)の事項を省略することができます。

なお、調剤済みの麻薬処方せんは、医療機関の院内処方せんの場合は、医療法で2年間の保存が義務付けられています。また、院外発行の処方せんの場合は、療養担当規則で処方せんを応需した院外の薬局において3年間の保存が義務付けられています。

- * 麻薬処方せんに約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。
 - ・ 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
 - ・ 院内処方せんの記載のみに用いること。（院外処方せんは不可）
 - ・ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。